

## 社会福祉法人千草福祉会 非常勤役員等の報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人千草福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条第1項（評議員に対する報酬等）及び第21条第1項（役員に対する報酬等）の規定に基づき、この法人の評議員及び理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、非常勤の評議員及び非常勤の役員、並びに評議員選任・解任委員の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

### (報酬額)

**第2条** 前条の評議員及び役員が、この法人の評議員会及び理事会に出席したときは、報酬を支給する。但し、施設長等の施設職員が理事の場合には報酬は支給しない。

2 前項の報酬の額は、1回につき5,000円とする。

### (旅費交通費の支給)

**第3条** 第1条の評議員及び役員が遠隔地から評議員会及び理事会に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

### (支給方法)

**第4条** 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給する。

### (補則)

**第5条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。